

～海賊女王～
宝城カイリ KAIRI HOJO



◆生年月日：1988年9月23日
◆出身地：山口県光市

学生時代からヨットで世界選手権に出場し活躍する一方でタレント活動を行い、法政大学を卒業後、本格的に女優を目指す。舞台上で女子プロレスラーの役と遭遇。

それ以来、スターダムの試合を見てプロレス入りを決意。デビュー戦では気迫あふれる闘志で愛川ゆず季に認められ、ユニット全力女子のメンバーとなる。気迫とガッツを前面に押し出すファイトで人気上昇中。翔月なつみとのコンビで第2回ゴッデス・オブ・スターダム・タッグリーグ戦準優勝を飾り、2013年4月29日、両国国技館で木村モンスター軍を破りゴッデス王座を奪取。木村響子とは遺恨を残すが、米山香織&夕陽と組んで第2代アーティスト王者に君臨。TBSテレビ「世界ふしぎ発見」のミステリーハンターに選ばれ、メキシコでルチャを体験。今や人気ナンバーワンへと成長。高橋奈苗との七海里でゴッデス王座を獲得する。

～スカイブルーのハイパーテクニシャン～
岩谷 麻優 MAYU IWATANI



◆生年月日：1993年2月19日
◆出身地：山口県美祢市

ドラゴン・ゲートに魅せられプロレスラーになることを決意。17歳で山口県から単身で上京し、将来はマスクウーマンに憧れる。

リングに上がると凛々しくなり、まさにプロレスが人生を変えた見本のような存在である。星輝ありさとタッグチーム、女-AMA-を結成。2011年12月25日にデビューから11カ月目で須佐えりを破り初勝利した。その身体能力、受けっぷりの良さはまさに抜群のプロレス・センスの持ち主。

紫雷イオとのサンダー・ロックではタッグ王座にも挑戦。ハイスピード王座にも挑戦し、狙いを同王座に定めている。

4度の渡る3WAYを闘い抜き脇津美穂&松本浩代と『たわしーず』を結成。2013年12月29日にはアーティスト王座を奪取。デビュー3年にして初戴冠。

2014年7月27日の名古屋大会で白いベルトを奪取し、新時代到来を彷彿させた。

チェルシー CHELSEA



◆生年月日/1994年4月12日
◆出身地/米国カリフォルニア州サンディエゴ

叔父はかつてWWFでジム・ブランゼルとの“キラー・ビー”で活躍したブライアン・ブレイヤーでマレンコ道場のフランク・レイエスからコーチを受ける。初来日で日本のファンのハートをがっちり掴め、5大会めでアーティスト王座を奪取。5・17後楽園での里村明衣子戦後にスターダム所属となる。そのルックスとプロポーションはまるで未来のディーバだ。決め台詞は「あなたにもチェルシーあげたい！」。

富山 智帆 CHIHO TOMIYAMA

◆生年月日：3月7日
◆出身地：鹿児島

女優の他にプロレス団体・WNCの興行イベントにて場内アナウンサー&MCとして活動中。

■ 夏休み！女子プロレス・スターダム選手と過ごす 加賀温泉 湯けむりロマン 申込み書

FAX でお申込みの方は下記をご記入の上、本用紙をご送信下さい ▶▶▶▶ FAX.0761-74-1360

E-mail でお申込みの方は下記の内容をお書きの上、ご送信下さい ▶▶▶▶ E-mail : karaya@tabiclub.jp

お名前	大人	子ども
	人	人
ご住所		
ご連絡先	メールアドレス：	

旅行条件書(旅行業法12条4に定める取引条件説明書面及び同法12条5に定める契約書面の一部となります。)
お申し込みの際は必ずこの旅行条件書をお読みください。

1. 受注型企画旅行契約
この旅行は、(株)稼くらぶ四季彩(以下「当社」といいます)が手配する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と受注型企画旅行契約を締結することになります。また受注型企画旅行業の内容・条件は、各コース毎に記載されている条件の他、本旅行条件書、及び当社受注型企画旅行約款によりします。

2. 旅行申込み及び契約の成立
(1) お申込書に所定の事項を記入し、お申込金を添えてお申込みいただきます。お申込金は「旅行代金」又は「取消料」「違約料」の一部として取り扱います。
(2) 当社は、電話・郵便・ファクシミリ、その他通信手段によるお申し込みを受け付けます。この場合予約の時点で契約は成立しております。当社が予約の旨を通知した後、予約申込の翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出されない場合、当社はお申込がなかったものとして取扱います。
(3) 受注型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し事項の申込金を受領した時に成立するものとします。
(4) お申込金(お一人様)

旅行代金(お申込金)	旅行代金(お申込金)
30,000円未満 (6,000円)	150,000円未満 (30,000円)
60,000円未満 (12,000円)	150,000円以上 (代金の20%)
100,000円未満 (20,000円)	

3. 旅行代金のお支払い
旅行代金は旅行の開始日の前日から起算して13日前にある日より前にお支払いいただきます。

4. 旅行代金に含まれるもの
旅行日程・明示した宿泊費、食事料、サービス料
上記諸費用はお客様のご都合により一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

5. 旅行契約内容の変更
当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ない時は、お客様に予め当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます)を変更することがあります。但し緊急の場合において止むを得ない時は、変更後に説明いたします。

6. 旅行代金の変更
当社は旅行契約締結後であっても次ぎの場合には旅行代金を変更致します。利用する運輸機関の運賃・料金が著しい経済状況の変動等により通常想定される程度を超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更致します。但し旅行代金を増額変更する時は旅行開始日の前日より起算して15日前にある日より前にお客様に通知します。

7. お客様による旅行契約の解除
(1) お客様は当社の定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。
(2) お客様は下記に該当する場合は、取消料なく旅行契約を解除することができます。
A 契約内容の重要な変更が行われたとき
B 旅行代金が増額改訂されたとき
C 天災地変、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき
D 当社がお客様に対して別途定める期日までに最終旅行行程表を交付しなかつたとき
E 当社の責に帰する事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となったとき

8. 当社による旅行契約の解除および履行中止
(1) お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは取消料に相当する額の取消料をお支払いいただきます。
(2) 次の各号に該当する場合は当社は旅行契約を解除することがあります。
A お客様が当社の予約明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき
B お客様が病気その他事由により当該旅行に耐えられないと認められたとき
C お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあることと認められたとき
D お客様の人数が契約書面に記載した最少履行人員に満たないとき、この場合は旅行開始日の14日前(日曜日の場合は4日前)にある日より前にご通知いたします。
E 天災地変、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき
(3) 当社は本項(1)により旅行契約を解除したときは、すでに収受している旅行代金あるいはお申込金から取消料を差し引いて払戻いたします。又本項(2)により旅行契約を解除したときはすでに収受している旅行代金あるいはお申込金を払い戻しいたしません。

9. 宿泊機関の取消料
(1) 旅行契約の成立後、お客様の都合で旅行を取り消される場合には旅行代金に対してお一人様につき下記のとおり取消料を、ご参加のお客様からは1室ご利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれお支払いいただきます。

予約人数	取消日					
	当日	前日	3日前	7日前	14日前	30日前
2～14名様	50%	20%		無料		
15～30名様	50%	20%		無料		
31～100名様	70%	50%	20%	10%	無料	
101名様以上	70%	50%	25%	15%	10%	

10. 当社の責任及び免責事項
(1) 当社は旅行契約の履行にあつては当社の故意又は過失によりましてお客様に損害を与えたときは、お客様に被られた損害を賠償いたします。但し次ぎのような場合は原則として責任を負いません。天災地変、暴動、運送、宿泊機関の事故もしくは火災、運輸機関の遅延、不通又はこれらと共に生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止、官公署の命令、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難等。

11. 特別補償
(1) 当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体、又は手荷物に被つた一定の損害につきまして、当社旅行業約款特別保証規定によりあらかじめ定める額の補償金及び葬儀金を支払います。当社が第10項の責任を負う事になったときは、この保証金は当社が負うべき損害補償金の一部又は全部に充当します。
(2) お客様が手配旅行中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、手配旅行に含まれない場合で自由行動中の危険な事故によるものであるときは当社は(1)の補償金、見舞金を支払いません。

12. 旅程管理(添乗員等)
当社は、当社旅行業約款により、お客様が手配旅行参加中に被られた損害については一定の範囲で補償させていただきますが、より一層安心してご旅行いただくため、お客様ご自身で保険をかけることをおすすめいたします。

13. 旅行条件・旅行代金の基準日
この旅行条件は、2013年7月1日を基準日としています。また、旅行代金は、2013年7月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出いたします。

14. その他
この本文中に定めのない事項に関しては国土交通省認可による当社「旅行業約款(受注型企画旅行契約)」によりします。約款をご希望の方は、ご請求ください。